

学校いじめ防止基本方針

いじめのない学校を目指して

北海道雄武高等学校

令和 7 年 2 月改定

内 容

1	いじめの防止基本方針	1
2	いじめの定義及び理解	2
3	いじめを許さない学校づくり	2
4	いじめの構造と動機	3
5	いじめ態様	3
6	いじめ防止の指導体制	3
7	いじめの未然防止を図る取り組み	3
8	いじめの早期発見(チェックポイントは別紙参照)	4
9	いじめ発生時の指導体制	4
別紙 1	(いじめ防止年間指導計画)	6
別紙 2	(いじめ防止委員会・いじめ対策委員会)	7
別紙 3	(いじめの具体的な態様)	8
別紙 4	(いじめている生徒や教室の態様)	9
別紙 5	(いじめられている生徒や教室の態様)	10
別紙 6	(家庭での態様)	11
別紙 7	(いじめの早期発見マニュアル)	12
別紙 8	(いじめの事案対応マニュアル)	13

1 いじめの防止基本方針

○学校は絶対にいじめを許さない姿勢であたります。

- ・いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、学校全体でいじめ問題を克服します。
 - ・全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめ問題に関する生徒理解を深めます。
 - ・いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはなりません。
 - ・けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけさせます。
- 些細な兆候であっても、いじめとして積極的に認知し迅速に対応する。
- ・いじめの芽はどの生徒にも生じうるという緊張感を持ち、学校内外を問わずいじめが行われないようにします。
- いじめの重大事態の発生が確認された場合、いじめ対策委員会により迅速に情報収集、いじめの事実の確認を行い、教育委員会に報告をします。
- 重大事態については、警察に相談・協力依頼をすることもあります。

2 いじめの定義及び理解

○いじめとは

児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。をいう。

○いじめの理解として次のことが挙げられる。

- ・生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合があります。
- ・多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短時間で入れ替わる事実を踏まえ、対応することが必要です。
- ・事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応することも大切です（ただし、この場合も学校いじめ対策組織で情報共有し、対応することが必要）。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がありますが、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。（いじめの解消の見極めは、いじめ対策委員会により判断します。）
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

3 いじめを許さない学校づくり

- (1) いじめは「どの子どもにも起こり得る」問題であることを十分認識し、生徒の悩みを積極的に受け止める。
- (2) 学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。
- (4) 学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で教育委員会等と連携して関係者全員で取組み対処する。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報を家庭や地域へ公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。

4 いじめの構造と動機

- (1) いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもおり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。
- (2) いじめの動機としては、「嫉妬心」、「支配欲」、「愉快犯」、「同調性」、「嫌悪感」、「反発・報復」、「欲求不満」などがある。

動機によるいじめ

- ・ 怒りや憎しみからのいじめ
- ・ うつ憤晴らしからのいじめ
- ・ 性格的な偏りからのいじめ
- ・ 関心を引くためのいじめ
- ・ 隠された楽しみのためのいじめ
- ・ 仲間に入らせるためのいじめ
- ・ 違和感からのいじめ
- ・ その他

5 いじめ態様

○いじめの多くは、暴力的な行為ではなく、「いじわるな言動」や「否定的な態度」といった一見目立たない些細な行為で繰り返される。

○いじめの態様には、冷やかしかからかい・悪口・脅し・嫌なことを言われる・避ける（仲間はずれ・集団による無視等）・暴力（ぶつかる、こぶく、性的辱め、物壊しを含む）・落書き・たかり・お節介や親切の押しつけ・いやな行為の強要・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）での誹謗中傷など。

6 いじめ防止の指導体制

- (1) 日常の指導体制は、いじめ防止委員会（別紙2）の設置により、いじめを未然に防止し、早期発見に努める。

7 いじめの未然防止を図る取り組み（別紙1）

(1) 学業指導の充実

- ・ スクールポリシーをもとに、規範（5分前着席、あいさつなど）、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮してサポートし合う授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
（自他理解、コミュニケーションスキルアップトレーニング、アサーショントレーニング、問題解決トレーニング、・ストレスマネジメント、ピア・サポートなどを取り入れた活動）
- ・ ボランティア活動の充実
（きらめき我が町事業、町内清掃活動、独居老人への暑中・寒中見舞いはがき、校内外でのピア・サポート活動等）
- ・ 講演での人権教育

(3) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の教育と巡視

- ・ 講演会の開催
- ・ ネットパトロール
- ・ フィルタリング
- ・ 保護者、生徒への呼びかけや講話の実施

(4) 諸検査の実施

- ・ いじめ実態調査
- ・ 「ほっと」、「心と身体チェックシート」、「健康観察・教育相談アンケート」を実施し、分析結果を職員で共有

(5) 教育相談の実施

- ・ 生徒の面談実施（不定期）
- ・ 保護者を交えた三者面談の実施

(6) 生徒会及び生徒活動

- ・生徒会から全校生徒へのいじめ防止呼びかけや、標語募集及び入賞者の標語は掲示
- ・ピア・サポーターによる相談活動

(7) 保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知（「風に立て」学校通信など）
- ・学校公開などの実施
- ・学校評議委員会での情報収集

(8) 教師の言動

- ・積極的にコミュニケーションをとる（玄関指導、掃除監督など）
- ・教師による不適切な差別言動に注意

(9) カウンセリングの定期的な開催

- ・スクールカウンセラーによる定期的なカウンセリングの開催

8 いじめの早期発見（別紙 2、7 参照）

(1) いじめ行為を発見した場合はすぐに止め、いじめられている生徒や通報した生徒の安全確保に努める

(2) 指導部による緊急対応を速やかに行う

(3) 情報の共有を行う

9 いじめ発生時の指導体制（別紙 2、7、8）

(1) 指導部を中心としたいじめ対策委員会（別紙 2）で、いじめ問題に対応する校内体制の確立

(2) いじめが発生した場合の事実確認における留意点の確認

(3) いじめられた子どもへの支援

何より本人の訴えを、本気になって傾聴して心理的ケアを十分に行う。

- ① 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。→傾聴の姿勢
- ② 安心：具体的支援内容を示す。→教師は絶対的な味方
- ③ 自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
- ④ 回復：人間関係の確立を目指す。→交友関係の醸成
- ⑤ 成長：自己理解を深め、改善点を克服する。→自立の支援

(4) いじめた子どもへの指導

いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく。

- ① 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。→はっきり確認がとれるまでは頭ごなしに決め付けない
 - ② 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。→受容的態度
 - ③ 内省：いじめられる子のつらさに気付かせる。→いじめは絶対にいけないことの指導
→いじている子もつらい立場かもしれないことから、自暴自棄にならないように見守る
 - ④ 処遇：課題解決のための援助を行う。→いじめのエネルギーの善用を図る
 - ⑤ 回復：役割体験等を通じて所属感を高める。→成長への信頼
- * 心理的ケアを十分に行う

(5) 周囲の子どもへの指導

学級、学年、全校集会などで、いじめを傍観すること等の意味を考えさせ、人権意識を育てる訴えをして、いじめ撲滅及び当事者の受け入れへの理解を得る。また、必要に応じて意図的、継続的に働きかける。

(6) 保護者への対応

教師と保護者のいじめに対する、基本的認識のズレが問題を複雑にするので、『いじめは重大な人権侵害』であるとの認識のもと、被害者保護を最優先とした言動をとる。

- ① いじめの事実を正確に伝える。
- ② 具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る
- ③ 学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。
- ④ 信頼関係を構築する。→不用意な発言をしない
- ⑤ 家庭との連絡を密接にとる（被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼）。
- ⑥ 保護者の心情を理解する（怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安等）。
- ⑦ 必要に応じて保護者会の開催を速やかに行う。

(7) ネットいじめへの対応

S N S（ソーシャルネットワーキングサービス）を使い、文字や画像、なりすましなどにより、生徒の個人情報在不特定多数の者や掲示板等に掲載する行為はいじめであり、犯罪行為である。

被害者、閲覧者、ネットパトロールなどにより発覚した場合は、速やかに状況を確認し、状況に応じて警察への相談または管理者への削除依頼をする。

(8) 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との連携を図る。

(9) その他

- ① 学校、家庭、関係機関（相談機関、警察等）との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。
- ② 命に関わる問題及びマスコミへの対応については、校内の危機管理マニュアルを参照する。

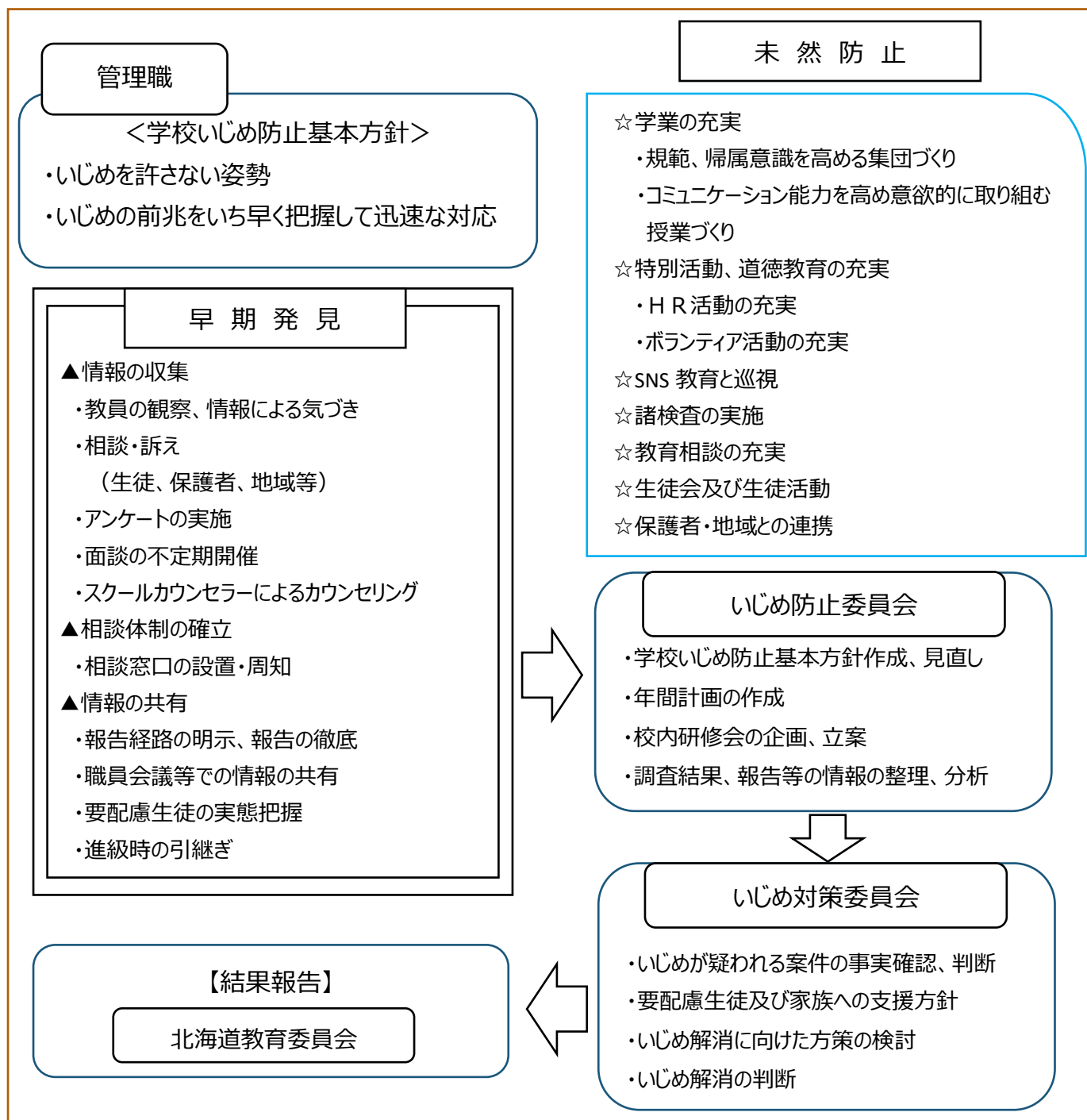
別紙 1 (いじめ防止年間指導計画)

	いじめ未然防止に係わる学校行事等		いじめの未然防止の授業等		教育相談・面談等	いじめ防止委員会 各種調査（生活アンケート等）
4	□入学式	【入学の喜びをかみしめ高校生活を充実したものにしていこうという意志を固める入学式】	□新入生オリエンテーション	【年度始の人間関係づくり（1学年）】	□面談の実施	★第1回いじめ防止委員会 □シャボテンログにおける生徒の実態把握（通年・週1回）
	□新入生歓迎会 □生徒会から全校生徒へのメッセージ	【新たな出会いと新生活を期待させる新入生歓迎会】	□学年間ピア・サポート活動（1・2学年）①	【ピア・サポートの意義を理解し、生徒自身の体験を振り返り、仲間とのリレーションの構築をおこなう。】		
5	□スマホケータイ安全講話	【正しいコミュニケーションを学ぶ】	□学年レク（1年生）	【人間関係づくりを目指したピア・サポート活動（1年生）】	□面談の実施	★第2回いじめ防止委員会
			□学年間ピア・サポート活動（1・2学年）②	【3つのパターンの聴き方を体験し、上手な聴き方を学び、人の話を聴く時の姿勢の大切さを学ぶ。】		□生活アンケート①
			□昨年度の取組への生徒の振り返り授業	【AIGROWを使用した振り返りとメタ認知（全学年）】		□「ほっと」①
6	□SC来校				□面談の実施	
7	□小学校への学習支援ボランティア	【人とかかわりと地域の一員としての自覚を育むボランティア活動】	□行事等の生徒の振り返り	【AIGROWを使用した振り返りとメタ認知（全学年）】	□面談の実施	□心と身体のチェックシート①
			□学年間ピア・サポート活動（1・2学年）③	【自分の心の中を整理し、解決したい課題をグループ全体で考え、自分なりの解決法を見つける。】		
			□おうむ学（3年生）	【町民へのピア・サポート活動の普及（仲間理解）（非言語コミュニケーション）（アサーション）（3年生）】		
8			□学年間ピア・サポート活動（1・2学年）④	【友達や先輩の態度や言葉で嫌な思いをすることがあるが、人間関係を壊す言動を確認し、人間関係を良くする潤滑油となるストロークを学習する。】	□面談の実施	
						★第3回いじめ防止委員会
9	□SC来校				□【健康相談・教育相談アンケート】に基づく面談の実施	
	□小学校と交流会	【かかわり合う人間関係を身に付ける交流会（1年生）】				
10	□SC来校				□【健康相談・教育相談アンケート】に基づく面談の実施	★第4回いじめ防止委員会
						□生活アンケート②
						□「ほっと」②
11			□学年間ピア・サポート活動（1・2学年）⑤	【非言語（顔の表情や身振り）や口調から、感情を読み取る体験をする。】	□【健康相談・教育相談アンケート】に基づく面談の実施	
12	□小学校への学習支援ボランティア		□学年間ピア・サポート活動（1・2学年）⑥	【相手と対等な立場に立って自己主張をするためのコミュニケーションスキルを練習する。】	□【健康相談・教育相談アンケート】に基づく面談の実施	
1			□今年度の取組への生徒の振り返り授業	【AIGROWを使用した振り返りとメタ認知（全学年）】	□【健康相談・教育相談アンケート】に基づく面談の実施	□心と身体のチェックシート②
						★第5回いじめ防止委員会
2	□1・2年フェスタ	【他学年間の人間関係づくりを目指したピア・サポート活動（1・2年生）】			□【健康相談・教育相談アンケート】に基づく面談の実施	
3	□卒業式	【全校生徒のかかわり合い、認め合い、讃え合う卒業式】			□【健康相談・教育相談アンケート】に基づく面談の実施	

別紙2（いじめ防止委員会・いじめ対策委員会）

- ・「いじめ防止委員会」は教頭、生徒指導部長、養護教諭、道徳教育推進教師とする。
- ・「いじめ対策委員会」は校長、教頭、事務長、生徒指導部長（保健主事）、養護教諭、教務・進路指導部長、体育科、学年代表、生徒指導部員、学校医、PTA会長、PTA学年代表者、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・地域関係機関（警察署、保健師、町内の学校関係者など、）とする。

日常の指導体制（未然防止）



別紙 3 (いじめの具体的な態様)

いじめの態様	具 体 例
言葉の暴力	・あだ名、悪口を言う ・「○○死ね」 ・やじる、はやしたてる
	・こそこそ話をする ・「きもい」「うざい」「殺す」
暴 力	・殴る、蹴る、小突く、つねる ・頭髪を引っ張る ・足を掛けて転ばせる
	・プロレスごっこに見せかけ痛める ・人物を囲み、ズボンや下着を下げる
仲間はずれや集団 による無視	・相手にしない ・知らん振りをする ・話かけない ・にらむ
	・遊びや運動に入れない ・話合いに入れない ・近くに寄らずに避ける
た か り	・物品や金銭を要求する ・食べ物をおごれと強要する
	・家から金銭を持ち出すように命じる ・万引きするように命じる
	・物品の交換や、いらないものを買うように要求する
言葉による脅し	・「チクルとただではすまないぞ」「ひどい目に遭わせるぞ」 ・言われたくないことを何度も言う
いやがらせ	・相手が落胆している姿を見て楽しむ ・落書き ・机を離す
	・持ち物にいたずらをする ・持ち物を壊す ・持ち物を隠す
そ の 他	・トイレ、着替え、食事等の際にのぞき込む ・用事を言いつけ、相手を酷使用する
	・言いがかりをつけ、不愉快そうな表情や素振りをする ・虚偽の情報や嘘を言いふらす
	・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをする

別紙 4（いじめている生徒や教室の態様）

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。また、教室内やトイレなどがいじめの場所となることが多いことから、教員が教室にいる時間を増やしたり、廊下やトイレなどを通る際に注意を払う。

- ☐ 教室などで、仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている
- ☐ ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
- ☐ 教員が近づくと、不自然に分散したりする
- ☐ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる
- ☐ 嫌なあだ名が聞こえる（「ばいきん」「○○菌」などと人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ）
- ☐ 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
- ☐ 何か起こると特定の生徒の名前が出る（物が壊れたり、事件が起きると、その子のせいにされる）
- ☐ 筆記用具などの貸し借りが多い
- ☐ 壁などにいたずら、落書きがある
- ☐ 机や椅子、教材などが乱雑になっている
- ☐ 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- ☐ その子を誉めると、クラスの子供たちがあざけたり、シラケたりする。
- ☐ あとで「何さ、あんなやつ誉めて」とケチがつく。

別紙 5 (いじめられている生徒や教室の態様)

場 面	態 様
登校時、朝の S H R	☐ 遅刻（チャイム時入室）、欠席が増え、理由を明確に言わない ☐ 時刻ぎりぎりの登校が目立つ ☐ 体調不良を訴える ☐ 教材費、写真代、提出物などの提出が遅れる ☐ 教員と視線を合わせず、うつむいている ☐ 頭痛、腹痛などの体調不良を頻繁に訴える
授業中	☐ 表情がさえず、うつむき加減 ☐ 出席確認の際、声が小さい ☐ 教材などの忘れ物が目立つ ☐ 授業中、正しい答えを冷やかされる ☐ 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している ☐ 教科書・ノートに汚れがあり、筆圧が弱くなる ☐ 決められた座席と異なる席についている ☐ 突然個人名が出される ☐ 正しい意見なのに「ヘー」などと野次が飛び、その意見がなぜか支持されない ☐ 椅子や机が壊され、所持品や机などに落書きされる ☐ 保健室、トイレに行くようになる
休み時間	☐ 休み時間はトイレなどに閉じこもり、遅れて教室に入る ☐ 今までのグループからはずれて一人ポツンとし、沈みがちになる ☐ 用事もないのに職員室や保健室に出入りし、部屋の周りをウロウロする ☐ ふざけ合っている表情がさえない ☐ 食事を教室の自分の席で食べない ☐ 衣類が汚れていたりする ☐ 一人で清掃している
放課後等	☐ 急いで一人で帰宅する。または、用もないのに学校に残っている ☐ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる ☐ いつも一人で部活動の準備、片付けをしている

別紙6（家庭での態様）

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使って普段の生活との違いを確認してください。



朝（登校前）

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退が増えた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまて食べるようになる。



夕（下校後）

- ☐ ケータイ電話やメールの着信におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を払がる。
- ☐ 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友だちが遊びに来ない、遊びに行かない。



お子様の様子は
いかがですか？

夜間（就寝後）

- ☐ 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う持ち物がなくなったり、壊れている。
- ☐ 教科書やノートに嫌がらせの落書きをさせたり、破られたりしている。
- ☐ 服が汚れていたり、破られていたりする。

夜（就寝前）

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライスしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友だちの話題が減った。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザや傷あとがある。

★クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。また、休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

■「いじめ」をしていますか？ いじめる側になっていると、次のようなサインがでていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことを聞かない。人の言葉をばかにする。
- ☐ 買った覚えのないものを持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

ご家庭だけで悩まずに、心配なことは学校に相談してください。

- 子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしくても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- お子様に「無視しなさい」「たいしたことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」などと言わないようにしましょう。

別紙 7 (いじめの早期発見マニュアル)

いじめの早期発見

(1) チェックリストの活用

いじめ対応に係るチェックリスト

場 面	チェック項目
日常の行動や様子等	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。 ☐ 教職員の近くにいたがる。 ☐ 登校時に、体の不調を訴える。 ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。 ☐ 交友関係が変わった。 ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。 ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。 ☐ 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。 ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。
授業の様子等	☐ けがをしている理由を曖昧にする。 ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。 ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 ☐ 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからかいがある。 ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。 ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。
放課後の様子等	☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 ☐ ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。 ☐ 一人で下校することが多い。 ☐ 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。 ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。 ☐ 部活動の話題を避ける。

(2) 各種調査

- ・健康相談教育相談アンケート（毎週末）
- ・生活アンケート（年2回）
- ・心と身体のチェックリスト（夏季・冬季休業前後）



気になる書き込みに対して、
すぐに面談を実施する。

(3) 教育相談

- ・担任による面談
- ・スクールカウンセラーによる面談

(4) 児童生徒や保護者からの連絡

※聞き取りは現段階の情報（いつ、誰が、どこで、なにを、どのように等）を記録すること

別紙 8 (いじめの事案対応マニュアル)

【いじめの把握・報告】 ※聞き取りは現段階の情報（いつ、誰が、どこで、なにを、どのように等）を記録する

<いじめの把握>

☐ いじめを受けた生徒や保護者からの報告	☐ 周囲の生徒や保護者からの報告
☐ 学級担任	☐ 養護教諭等学級担任以外の教職員
☐ 各種調査や教育相談 (生活アンケート、健康相談教育相談アンケート等)	☐ スクールカウンセラー (S C)
☐ 学校以外の関係機関や地域住民	☐ その他

<いじめの報告>

☐ 把握者 → (学級担任等) → 生徒指導部長 (いじめ対策委員会担当) → 教頭 → 校長

【いじめ対策委員会の開催】 ～校長の指示のもと招集

☐ 報告・共通理解	☐ 事実関係の把握 (いじめ認知の判断)
☐ 指導方針や指導方法の決定	☐ 対応チームの編成及び役割分担
☐ 全教職員による共通理解 (臨時職員会議)	☐ S C や関係機関との連携の検討

◎学校だけで解決が困難な事例【暴力・恐喝等の犯罪行為があった場合 (重大事態)】

☐ 警察	☐ 関係機関 (児童相談所)
-----------------------------	---------------------------------------

【北海道教育委員会への報告】

【いじめ対策委員会による対処】

☐ いじめを受けた生徒及び保護者への支援 ☐ いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言 ☐ 周囲の生徒への指導 ☐ スクールカウンセラーの派遣要請 ☐ 関係機関への相談 (北海道教育委員会、児童相談所、警察等)			
学 校	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して今後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	☐ 当該生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

○いじめ対策委員会におけるいじめの解消の判断については「コンパス」P23を参照

【再発防止に向けた取組】

☐ 原因の詳細な分析 ☐ 事実の整理、指導方針の再確認 ☐ スクールカウンセラーなど専門家等の活用 ☐ 学校体制の改善・充実 ☐ 教育相談体制の強化 ☐ 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修	☐ 教育内容及び指導方法の改善・充実 ☐ 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 ☐ 道徳の指導の充実 ☐ 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組	☐ 家庭、地域との連携強化 ☐ 教育方針等の情報提供や教育活動の ☐ 学校評価におけるいじめの問題の ☐ 生徒の地域行事への積極的な参加に
---	---	---